

一宮市福祉のしおり広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市有料広告要綱（平成20年12月22日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、福祉のしおりに掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 福祉のしおりに広告を掲載できる者は、要綱第2条ただし書各号に該当しないものとする。

2 福祉のしおりに掲載することができる広告の内容は、要綱第3条各号に該当しないものとする。

(広告の規格等)

第3条 福祉のしおりに掲載する広告の規格、掲載位置及び掲載枠数は、次のとおりとする。

- (1) 規 格 縦67mm×横88mm、1色刷
- (2) 掲載位置 巻末の広告専用ページ
- (3) 掲載枠数 市長が指定する枠数

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、市広報紙及び市ホームページに掲載して行う。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、一宮市福祉のしおり広告掲載申込書（様式第1）（以下「申込書」という。）及び広告案を市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、要綱第5条第1項に規定する一宮市有料広告審査会の審査に付して広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査の結果、広告掲載が適当であると認められるものが掲載枠数を超えたときは、その中から抽選によって掲載を決定するものとする。

3 市長は、前2項の場合において、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に一宮市福祉のしおり広告掲載可否決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

(承諾書の提出)

第7条 前条第3項の規定により広告掲載可の決定の通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに一宮市福祉のしおり広告掲載承諾書（様式第3）を市に提出しなければならない。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときはこの限りでない。

(広告原稿の提出)

第9条 広告主は、広告原稿を市長が指定する方法で自己の負担により作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告原稿の確認等)

第10条 市長は、前条の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容が申込書の記載内容に相違ないこと、及びこの要領の規定に抵触していないことを確認するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、広告原稿の内容が申込書の記載内容と相違し、又はこの要領の規定に抵触していると認めるときは、広告主に対して広告原稿の内容の変更を求めることができる。

(広告主の責任)

第11条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 3 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告原稿が指定期日までに提出されなかったとき。
- (2) 広告掲載料が指定期日までに納入されなかったとき。
- (3) 第10条第2項の規定による変更を広告主が行わなかったとき。
- (4) 広告原稿の内容がこの要領の規定に抵触していると認めるときで、第10条第2項の規定によっても解消できないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載を適当でないと認めるとき。

(広告掲載料の還付)

第13条 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、福祉のしおりへの広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成21年2月23日から施行する。

別表（第8条関係）

広告掲載料	1 枠当たり	20,000 円（税込み）
-------	--------	---------------